

第1章 策定にあたって

1 豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕とは

本計画は、「豊中市都市景観条例」に位置づけられた「基本計画」の推進編として、「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」に示された総合的な方向性に基づき、具体的な推進方策や推進プログラムを示すものです。

本計画は、前期の平成26年度～令和5年度を第1期とする「豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕」の次期計画とし、「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」に示された総合的な方向性をさらに推進するための計画として「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕」とします。

第1章では、本計画策定にあたって、前期計画の進捗状況の確認と課題の抽出、さらに課題をふまえた本計画の基本的な考え方を記載しています。

第2章では、市が主体的に取り組む施策について詳しく記載しています。

第3章では、「とよなかの景観まちづくり」を推進していくにあたり、特に市民や事業者のみなさんに読んでいただきたい内容を記載しています。

2 豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕の基本的な考え方

(1) 「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第1期推進編〕」について

本市は、平成26年に策定した『豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕』に定める「都市景観形成の基本目標」、「都市景観形成の基本方針」及び「良好な都市景観の形成に向けた基本的な考え方」に基づく具体的な推進方策や推進プログラムを示す計画として、同年に『豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕』を策定し、「推進施策の方向」と「推進施策」を定めるとともに「重点的取り組みの達成目標」を設定し、取り組みを進めてきました。

「重点的取り組み」では、達成目標に設定した取り組みを全て実施しており、「景観まちづくりの共有」としては、都市デザイン賞・まちなみ市民賞、とよなか百景のリニューアル、まち歩きなど、「景観スタイルリストの支援」としては、子ども向けの景観学習教材の作成や景観学習、景観スケッチブックの発行などを実施、「重点的な地区の景観形成の推進」としては、景観形成に関する「ルールの担保数」について、目標としていた「3地区の指定」を上回る7地区において新たに都市景観形成推進地区を指定し、既存の景観形成協定と合わせて合計9地区となりました。

「普遍的取り組み」では、景観形成に関する情報提供や出前講座などによるPRや啓発事業、建築物等の規制誘導や助言などを行い、景観形成を推進しました。

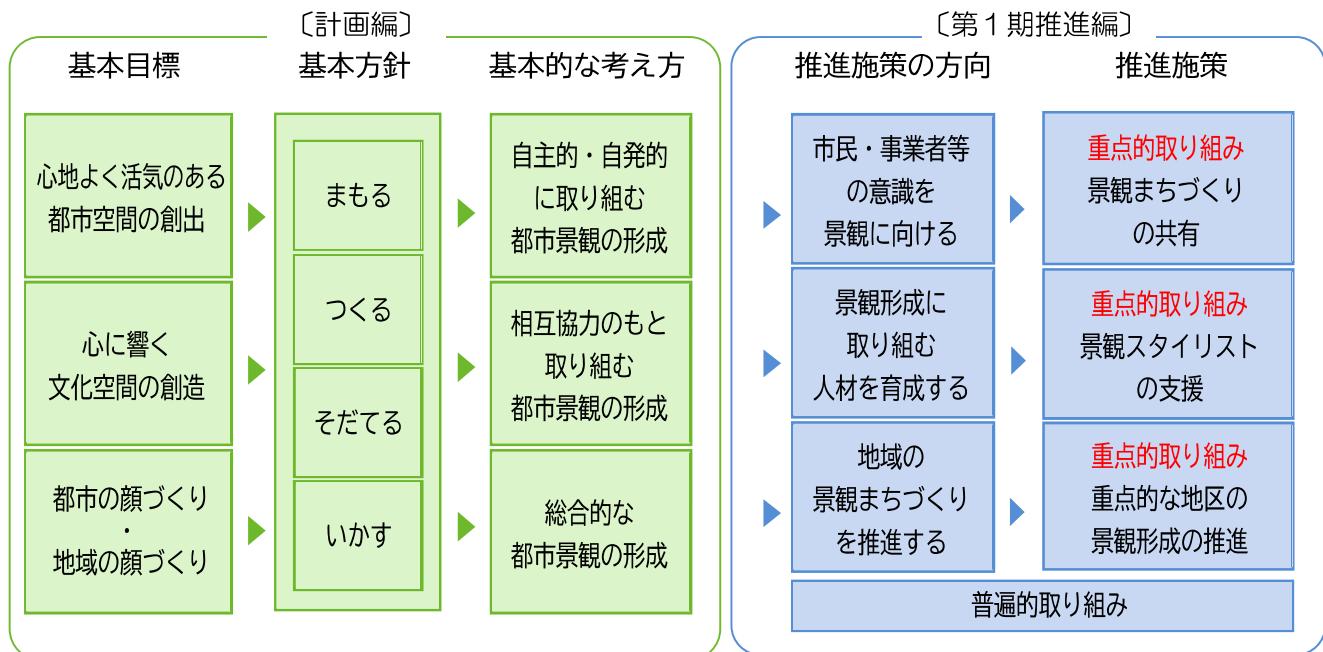
また、これら景観まちづくりの効果を把握するためのアウトカム指標とした市民意識調査では、「今の豊中市の景観や風景・まちなみなどに愛着や誇りを感じていますか」の問に「感じる」「どちらかといえば感じる」と答えた方が、平成25年度に実施した調査と比べ約10ポイント増加し、令和3年

度では74.5%となっており、都市景観形成の推進において一定の効果がみられました。

一方で、イベントなどでは新型コロナウィルス感染症拡大の影響を受けて中止したものもあり、より効率的、効果的に取り組みを進めていくことが重要となっています。

以上をふまえ、今後も7割を超す高い市民意識を維持・向上していくためには、社会環境の変化に柔軟に対応しながら、適切な進捗管理を行い、一層の推進に向けた取り組みを行っていくことが必要です。

〔計画編〕と〔第1期推進編〕の関係



〔第1期推進編〕の重点的取り組みの達成目標

重点的取り組み	ステップ1	ステップ2	ステップ3
(1) 景観まちづくりの共有	○景観スポットの選出	○景観スポットのPR	○景観スポット関連事業（まち歩き等）
(2) 景観スタイルリストの支援	○こども向けプログラムの作成	○こども向け事業の実施	○中高生による啓発事業の実施
(3) 重点的な地区の景観形成の推進	○出前講座の実施	○活動助成	○重点地区の位置づけ (◎ルールの担保数)

↓
【アウトプット指標】
「ルールの担保数」
10年後の目標：3地区

(2) 「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕」策定の基本的な考え方

第2期においては、第1期の評価や課題をふまえ、さらに一層の推進に取り組むことを基本とし、社会環境の変化への柔軟な対応を見据えながら、さらなる都市景観形成の推進に向けた具体的なプログラムや達成目標を設定します。

さらに、第1期の取り組みについても、その効果を維持・向上させるためには継続的に実施することが重要なものもあるため、必要に応じて見直しを行いながら継続することとします。

また近年、急速に進むデジタル社会への対応とともに、SDGs（持続可能な開発目標）※の達成に関する視点をもって、取り組みを進めることとします。

※SDGsとは、世界をよりよいものとするために、令和12年（2030年）までに達成すべき17の目標として、平成27年（2015年）の国連サミットで定められたもので、本計画に関連があるものは次の5つです。

目標4 [教育]	目標11 [持続可能な都市]	目標12 [つくる責任つかう責任]	目標15 [陸上資源]	目標17 [実施手段]
				
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	持続可能な生産消費形態を確保する	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(3) 目標年次

本計画の目標年次は令和6年度（2024年度）から10年後の令和15年度（2033年度）とし、毎年度取り組み状況を検証しながら、必要に応じて課題や状況に応じた柔軟な取り組みができるよう、適宜見直しをしていくものとします。



■第1期の10年間の取り組み実績、評価、課題及び第2期の対応

